

入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務
名古屋市立大学 ウェブサイトサーバー機器等更新及びウェブサイト保守委託業務
(長期継続契約)
- (2) 業務内容
別添の仕様書による。
- (3) 履行期間
ア ウェブサイトサーバーシステム環境構築、CMS 機能導入及びサイト移行作業
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
イ ウェブサイトシステム保守及び運用管理
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
公立大学法人名古屋市立大学契約規程(平成18年度公立大学法人名古屋市立大学
達第78号)第50条第1項第3号及び第4号による長期継続契約とする。(60ヶ月)
- (4) 履行場所
公立大学法人名古屋市立大学総務部広報室が指定する場所

2 入札説明書等への質問及び回答

- (1) 入札への参加を希望する者は、本入札説明書及び別添の仕様書に疑義がある場合、質問書(様式6)により名古屋市立大学に対して説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出は電話による事前連絡のうえ、郵送又は電子メール等によって行うこととする。
- (3) 質問書の提出期限は**令和7年2月26日(水曜日)午後5時00分**までとする。
- (4) 質問書の提出先は名古屋市立大学総務部広報室広報係(本部棟1階)とする。
- (5) すべての質問及び回答をまとめた回答書を令和7年3月3日(月曜日)から令和7年3月10日(月曜日)の午前9時00分から午後5時00分までの間、名古屋市立大学総務部広報室広報係(本部棟1階)で閲覧に供する。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。また、希望者には郵送又は電子メール等により回答書を送るものとする。

3 競争入札参加資格

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱(平成19年2月15日付18経営第44号)に基づく指名停止又は名古屋市から名古屋市指名停止要綱(平成15年3月5日付15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 名古屋市と締結した契約に関して、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により指名停止を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 名古屋市から令和5年度及び令和6年度名古屋市競争入札参加資格(名古屋市契約規

則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 3 条第 2 項の規定により定めた競争入札参加資格をいう。）審査において、本公示に係る入札の開札日までに申請区分「業務委託」、業種区分「システム開発」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(4)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公示に係る入札に参加しようとしないう者等であること。
- (8) 本公示の日から落札決定までの間に、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (9) 本公示の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間中の者でない者。
- (10) 令和 2 年度以降で大学の公式ウェブサイト（学部学科・入試特設サイト等除く）のリニューアル及び保守運用管理等の実績が 3 件以上あること。
- (11) ウェブサイトの運営管理に必要な人員が確保できること。

4 入札保証金

入札保証金の納付義務は、免除する。

5 入札書等の提出方法

- (1) 入札書（様式 1）及び誓約書（様式 3）（以下「入札書等」という。）は、インク又はボールペン等容易に修正できない方法により、黒色又は青色で記載すること。
- (2) 入札書等は入札公示で指定された日時及び場所に、持参により提出すること。
- (3) 入札は総額で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 開札をした場合において、各人の入札のうちに予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合、入札を行った者に対して別途通知する。なお、再度入札は 2 回（初度入札を含めて 3 回）を限度とする。

6 開札

- (1) 開札にあつては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。
- (2) 開札に当たっては、予定価格の制限の範囲内での最低価格提示者を落札候補者とする。また、開札時の落札決定を行わず、落札保留の取り扱いとする。
- (3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が 2 以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加できる資格が無い者のした入札
- イ 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札
- ウ 入札件名を記入せず又は一定金額をもって価格を表示しない入札
- エ 委任状を提出していない代理人がした入札
- オ 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- カ 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- キ あきらかに談合によると認められる入札
- ク 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ケ 9(2)に定める書類の提出を求められたにもかかわらず提出期限内にこれを提出しないとき及び落札候補者が競争入札参加資格確認のための指示に応じないときは、その者のした入札
- コ その他入札の条件に違反した入札

8 入札の中止等

転変事変等により入札を行うことが困難な場合は、入札を延期する。

9 落札者の決定

- (1) 競争入札参加資格の確認の結果、資格があると認められた場合は、落札者として決定する。ただし、競争入札参加資格の確認の結果、当該入札者に資格がないと認められたときは、次順位の者を落札候補者とし、資格の確認を行うものとする。
- (2) 落札候補者は競争入札参加資格の確認を受けるため、
 - ア 競争入札参加資格確認申請書(様式4)
 - イ 履行実績調書(様式5)以上の書類(これらをまとめて以下「申請書等」という。)を令和7年3月13日(木曜日)までに郵送(書留又は簡易書留に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 申請書等の提出部数は1部とする。
- (4) 本学の承認を経た上で、業務の一部を再委託することを認める。(ただし、再委託先の業者が指名停止を受けていないこと。)委託業務のうち一部業務について再委託の予定がある場合は、再委託に関する書類(様式7)を申請書等と同時に提出すること。
- (5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (6) 提出された申請書等は返却を行わないこととするが、提出者に無断で本件以外の用途に用いることはない。
- (7) 提出期限を過ぎた後の申請書等の訂正又は差し替えは認めない。
- (8) 申請書等の作成に当たり虚偽記載をした者等、契約の相手方として不適当であると認められる場合、指名停止を行うことがある。
- (9) 申請書等の提出先は、名古屋市立大学総務部広報室広報係(本部棟1階)とする。
- (10) 落札者には落札決定の連絡を行う。
- (11) 入札の結果において落札候補者が同時に2者以上となり、それぞれの資格確認を行った結果においても2者以上の者に資格があると判断された場合は、本学職員が指定する日時に当該落札候補者にくじを引かせて落札者を決定する。

10 契約保証

落札者は公立大学法人名古屋市立大学契約規程第26条の規定により、契約を締結する日までに契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、同規程第27条の規定に該当する場合は免除する。

11 契約書の作成

- (1) 落札者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方が各1通ずつを保管する。
- (3) 契約書の作成は名古屋市立大学総務部広報室広報係が行う。

12 その他の注意事項

- (1) この契約において、談合などの不正行為により本学が被った金銭的損害の賠償については、賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- (2) 契約金額の支払いに関して、三菱 UFJ 銀行を支払先金融機関として指定した場合には口座振込手数料は本学が負担するが、他銀行を指定される場合は落札者の負担となるので、あらかじめ承知すること。
- (3) やむを得ず辞退する場合は、速やかに入札辞退届（様式2）を提出すること。
- (4) 本件入札は、本入札説明書において定めるほか、「名古屋市立大学競争入札参加者手引」（本学ウェブサイト「名古屋市立大学トップ>大学案内・教育情報の公表>入札・契約情報>競争入札参加者手続き」に掲載）に定めるところによる。